

掲示物撤去の不当性を堂々証言！ 静岡地労委証人審問終わる！

2月18日、静岡県労働委員会における掲示物不当撤去事件第2回証人審問が開廷されました。早朝にもかかわらず、各地本から多くの組合員・OBが傍聴に参加しました。今回の証人は、組合側から木下副委員長、会社側から掲示物を撤去した当時の本社労使窓口であった石原勤労課担当課長が証言しました。

木下副委員長は、基本協約の解釈は会社が一方的に組合に押しつけてきたこと、撤去された掲示物は協約に違反していないこと、JR東海労結成直後から浜松運転区分会（当時）で掲示板の便宜供与拒否の不当労働行為があり、会社が敵視政策を取ってきたことなどを堂々と証言しました。

石原担当課長は、主尋問では関西地本で係争中の府労委Pの証人審問と全くといって良いほど、マニュアル通りの証言を行いました。しかし、反対尋問では、掲示物が苦情処理会議で明らかにされた減率適応事由の記載が無いにもかかわらず、苦

し紛れに「書いてある」と繰り返しました。また、労働委員会が作成した『審問調書』の記載事項を、「これが事実であるなら」と、まるで偽造と疑ってくる場面もありました。

この審問で今労働委員会は終了し、その後は最終準備書面の提出となりました。審問終了後は、参加者で懇親を深めました。



審問終了後、県庁前で記念撮影